

情個審答申第12号
平成27年2月18日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年12月15日付け区政発第457号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

戸籍総合システムと法務省戸籍副本データ管理システムとの電子計算機結合について

2 結論

本件諮問に係る電子計算機結合については、適当なものであることを認めます。

なお、当該電子計算機結合に当たっては、次の事項を要望します。

- (1) 本市戸籍情報公開システムのセキュリティ対策については万全を期すること。
- (2) 法務省戸籍副本データ管理システムは、国の多くの市区町村の最新戸籍副本データが法務局に集約されるものである。そのため、法務局におけるシステムの運用の動向等について十分に注視すること。

3 理由

本件諮問の内容は、法務省令の一部改正により、現に行われている戸籍の副本の送付方法を変更し、法務省の戸籍副本データ管理システムと本市の戸籍総合システムとを直接、電子計算機を結合することとなるものです。

本件の結合は、大規模災害時における戸籍の完全滅失の防止、戸籍の正本滅失時の迅速な再製等を可能とし、市民生活の安心や行政サービスの向上に資するものであります。

そして、平成26年度から国において実施され、他都市においても本件と同様の電子計算機結合による戸籍副本データの送信が行われている実績があり、現行において一定の情報セキュリティ措置が講じられていることが思料されます。

本市からの法務省戸籍副本データ管理システムへのデータ送信については、これまで市区町村専用装置と呼ばれる法務省の端末機に、本市の戸籍総合システムからポータブルハードディスクへコピーしたデータを職員が移す方法で行っていましたが、その通信においては何ら問題は生じておりません。

今後、戸籍総合システムと市区町村専用装置との通信回線による直結の際に、市の電子計算機器の基幹系へ外部から直接通信が行われないよう、通信回線は地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク回線（LGWAN）を使用し、新たに設置する接続用のサーバやファイアウォールを経由して接続することとしています。

それらの環境下において、市区町村専用装置によりデータが暗号化され、戸籍副本データ管理システムへの送信が行われるといった十分なセキュリティ措置を講じるとしています。

これらのことから当該電子計算機結合の実施については、適当であると判断しました。